

税を考える週間とは 11月11日(金)～17日(木)

国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。

○国税庁ホームページによる広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取り組みについて紹介します。

- ・これまでの「税を考える週間」の歴史を紹介
- ・国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料などを交えながら説明
- ・国税に関する制度や手続きの解説番組のほか、調査や徴収などの国税庁の業務を動画番組で紹介
- ・国税庁が新しく取り組んでいる事項などを紹介

○SNSを利用した広報

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」や国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」に新着動画を掲載するとともに、新着情報などの各種情報をTwitterで発信します。

○講演会の実施や関係民間団体などとの連携

- ・新型コロナウイルス感染防止策を徹底しつつ、次の取り組みを実施します。
- ・社会人、大学生や専修学校生などを対象とした講演会や説明会を実施
- ・関係民間団体、地方公共団体などと連携して、各種イベントを全国各地で実施

国税庁の利便性向上への取り組み

▷確定申告書は、自宅からスマートフォンやパソコンで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやパソコンで申告書の作成・提出ができます。

さらにスマートフォンでの申告であれば、カメラ機能を利用した給与所得の源泉徴収票の読み取りができるなど、申告書作成・提出の利便性が高まっています。

▷国税はキャッシュレスでも納付できます

e-Taxにより口座振替ができるダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税のほか、クレジットカード納付や振替納税により、金融機関などに赴くことなく、納付することができます。

さらに、令和4年12月からスマートフォンの決済サービスを利用した国税の納付ができます。詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続（納期限・振替日・納付方法）」をご覧ください。

▷納税証明書は、スマートフォンやパソコンで請求から受け取りまでできます

税務署に行かずに、スマートフォンや自宅・職場のパソコンから納税証明書の請求から受け取りまでの手続きができます。

なお、PDFファイル形式の電子納税証明書は、何度でもダウンロードすることができる上、自宅などのプリンターから印刷できます。

詳しくは、国税庁ホームページ「納税証明書および交付請求手続」をご覧ください。

▷税の疑問は、AIチャットボット（ふたば）に相談できます

税に関する疑問について、国税庁ホームページの税務相談チャットボットのメニューから選択するかフリーワードを入力すると、AI（人工知能）が自動で回答します。

詳しくは、下記QRより国税庁ホームページ「チャットボット（ふたば）に質問する」をご覧ください。



◀ 国税庁ホームページ
「チャットボット（ふたば）に質問する」

令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

○インボイスとは

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税などを伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額など」の記載された請求書などの書類や電子データのことです。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

○インボイス制度とは

売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買い手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売り手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

○登録申請はお早めに

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をお勧めしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができるe-Taxをぜひご利用ください。e-Taxで申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。

※個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

登録申請のスケジュール

令和3年10月1日から登録申請を受け付けています

令和5年10月1日から登録を受けるには、**令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります



▷インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達Q&A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署などの説明会開催情報や申請手続き、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。

▷制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AI（人工知能）を活用して24時間自動でお答えします。軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。

・フリーダイヤル（☎0120-205-553）9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



◀ インボイス制度特設サイト



◀ チャットボットはこちら